

屋外広告物を掲出する所有者（管理者）の皆様へ 建築基準法令の留意点について

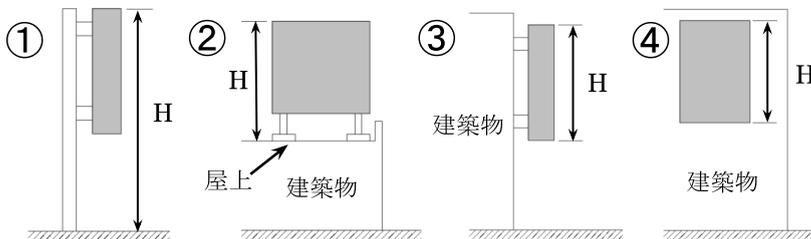
- 屋外広告物法による屋外広告物のうち、**高さ4mを超える**広告物を設置する場合は、建築基準法に基づく確認申請が必要です。
- 防火地域内で、建築物の屋上に設置する広告物又は高さ3mを超える広告物を設置する場合は、広告物の主要な部分を「**不燃材料**」で造るか覆う必要があります。
- 上記のほか、建築物本体は広告物の設置後も建築基準法関係規定に適合する必要があります。
例えば、広告物の設置により建築物の窓をふさぐ場合、建築物の採光や排煙、非常用進入口等に関する法適合性に疑義が生じる可能性がありますので、必要に応じて建築士等にご相談ください。

◆建築基準法の適用

看板、広告塔、装飾塔その他これらに類するもの	全地域	①高さ4mを超える広告物	確認申請書の提出が必要 ただし既存広告物の表面材のみを更新する場合は申請不要
		②高さ4m以下の広告物	確認申請不要
	防火地域内	③建築物の屋上に設置する広告物	不燃材料で造るか覆う必要あり
		④高さ3mを超える広告物	
	上記③④以外の広告物		不燃材料以外も可能

※屋外広告物の高さはHのように求める。

- ①地上広告物
- ②屋上広告物
- ③突出広告物
- ④壁面広告物



◆参考

<p><u>防火地域内外のご確認についてはこちら</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市HP「札幌市地図情報サービス」 https://www.city.sapporo.jp/johoo/it/web_gis/web_gis.html 	
<p><u>不燃材料のご確認についてはこちら</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国交省HP「不燃材料を定める件」（平成16年告示改正） https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/pdf/201703/00006465.pdf ※最終の告示改正（令和4年5月31日）⇒改正概要：不燃材料に「厚さが10mm以上の壁土」を追加 ・国交省HP「建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定」 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html 	 

◆お問合せ

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階 都市局建築指導部道路確認担当課構造確認担当係
TEL：011-211-2864 FAX：011-211-2823 Mail：kenchiku-kouzou@city.sapporo.jp